

南米から沖縄、西原に来ました！

かつて、西原から多くの住民が海外に移住しました。その先人たちは、移住先で苦勞を重ねながら生活基盤を構築し、その土地に順応していききました。西原町は、このように「移民母町」としての一面があります。

「移民母町」として移住先との友好親善、交流を促進するため、西原町では、海外移住者子弟の研修生受入事業を実施しています。この研修では技術等の修得や町民との交流などを通して、移住国と西原町との友好親善を図ることが目的です。

今年度は、3名の研修生が西原町にやってきました。饒平名 呉屋 ジェシカ パウラさん、アライ ジェシカ、パウラさん（アルゼンチン）、アライ 城間 リーシ ジェーミーさん（ベルギー）、ワカモト ブルノ エイチさん（ブラジル）の3名です。

3人とも日系3世で、初めての来沖です。ジェシカさんとリーシさんは大学在学中、ブルノさんは歯科医として働いています。これから始まるさまざまな研修の前に、3人とも胸を躍らせていました。



右から、饒平名 呉屋 ジェシカ パウラさん、アライ 城間 リーシ ジェーミーさん、ワカモト ブルノ エイチさん

ジェシカさん
アルゼンチンは今が一番寒い時期だから、沖縄に来て暑さにびっくりした。お母さんの妹が、アルゼンチンの研修生の1期生で、沖縄に来る前にいろんな話を聞いてきた。沖縄ではいろんなことをしたい。できることは全部、なんでもやりたい。

リーシさん
子どものときからおじいちゃんや友だちから、沖縄の話を聞いていて、いつか行きたいと思っていた。沖縄で私を受け入れてくれる家族に会えて、とてもうれしい。一緒に時間をたくさん過ごしたい。

南米から西原町に来て、3人はいろんな人と交流したいと望んでいます。みなさんの地域や自治会、団体で交流してみたいか、興味のある方は、下記までお問い合わせください。

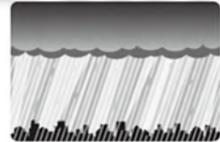
お問い合わせ 教育委員会教育部生涯学習課 ☎945-5036

ベルーの琉球国祭り太鼓に所属していて、太鼓やエイサーをやっている。三線、太鼓、書道、エイサー、かぎやで風、沖縄の文化や伝統をたくさん体験したい。

ブルノさん
おじいちゃんの故郷、沖縄に来ることができてとてもハッピー。音楽が大好きで、ブラジルではギターやベース、ピアノなどをやっていた。やったことはないけど、三線や太鼓に挑戦したいし、沖縄の伝統に触れたい。沖縄でいろんな人と関わり、交流して、素晴らしい滞在にしていきたい。

大雨や台風等の気象情報に注意し、早めの防災対策を行いましょう

初夏から秋にかけては、台風や前線の影響で暴風や大雨、洪水などの自然災害が発生しやすい季節です。最近も、全国的に大雨による大災害が発生しています。常日ごろから「防災気象情報」に注意し、早めの防災行動をとるようにしましょう。



○ 日ごろから天気予報や注意報等に注意しましょう

気象庁では、様々な「防災気象情報」を発表しています。段階的に発表される「注意報」や「警報」などの情報を有効に活用しましょう。

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

○ 日ごろから「防災マップ」で危険箇所をチェックしましょう

西原町では、急傾斜地等の危険箇所や小波津川の洪水危険区域を示した「防災マップ」を、各世帯へ配布しております（西原町ホームページでも見ることができます）。お住まいの地域の危険箇所をあらかじめ知っておくことで、早めに避難行動をとったり、危険を回避して移動したりすることができます。

西原町ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp/link/2013_bousai.html

○ 雨や風が強くなる前に身の回りの防災対策をしましょう

側溝や排水溝の水はけをよくしておいたり、大雨による浸水に備えて「土のう」などを各自で準備しておくことも、被害を防ぐための大切な手段のひとつです。災害に備えて、日ごろから自分でできる災害対策に努めるようにしてください。また、雨や風が強くなってからの外での作業は大変危険です。事前の防災対策を心がけましょう。

【お問い合わせ】総務部総務課 総務係 ☎945-5011

～牛と触れ合おう～ 西原町畜産共進会のご案内

みなさんは、日ごろ食べている牛がどのように育てられているのか、牛の大きさや顔などを知っていますか？今年も本町畜産最大のイベント、西原町畜産共進会が下記の日程で開催されます。まだ生まれて1年未満の牛から、もう何頭も子牛を産んでいる牛まで30頭以上の肉用牛が展示され、牛の飼育に尽力する畜産農家が自ら育てた牛の評価を競います。どの牛も大きくてカッコイイですよ！当日は会場を開放しますので、この機会に西原町産の牛を見に、足をお運びください。

日時：9月10日(水)
10:00～14:00

場所：西原町都市緑地
(字東崎、通称「イルカ公園」)



【お問い合わせ】建設部産業課 農林水産係☎945-4540・JAおきなわ西原支店☎945-5225

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

西原町では、平成26年1月1日時点で住民票が西原町にある方のうち、支給対象となる可能性のある方に対して、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の申請書等を送付しており、7月10日より申請の受付を開始しています。支給要件を満たしている方でも申請がない場合は、受給できませんのでご注意ください。また、受付期間を過ぎると受給できなくなる場合があります。申請手続きが済んでいない方は、お早めに手続きしてください。

※ 支給対象者・対象児童となる可能性がある方で、申請書等がまだお手元に届いていない方は福祉部福祉課までご連絡ください。

申請期限 **10月10日(金)** (郵送の場合、当日消印有効)

【臨時福祉給付金】

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑みて、暫定的・臨時的な措置として行われるものです。

○ 支給対象者

原則、西原町に住民登録が行われている方のうち、平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象。ただし、扶養者が課税されている場合や、生活保護の非保護者等の場合は対象外です。通知は、7月15日までにご自宅に届くように申請書等を郵送しています。

○ 支給額

給付対象者1名につき10,000円。老齢基礎年金受給者等の加算対象者は、それに5,000円が加算されて15,000円となります。

○ 申請方法

西原町から非課税世帯へ、非課税であることを連絡する通知を送付しています。その通知の中に「臨時福祉給付金」の申請書や誓約書を含めた資料を同封しています。必要事項を記入の上、申請してください。

【子育て世帯臨時特例給付金】

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行われます。

○ 支給対象者

次の**どちらの要件も満たす方**が対象です。

① 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ② 平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満
ただし、「臨時福祉給付金」の対象、生活保護受給者などは対象外です。

○ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童。支給対象者・対象児童となる可能性のある方に対し、7月15日までにご自宅に届くように申請書等を郵送しています。

○ 支給額

対象児童1人につき、10,000円。(1回限り)

○ 申請方法

申請書の必要事項を記入し、必要書類を添付の上、福祉部福祉課へ郵送または窓口で申請してください。

※ 児童手当が職場から支給されている方(公務員等)については、職場から受給証明書と申請書等が発行されます。平成26年1月1日時点で住民票があった市区町村に申請してください。

～振り込め詐欺などにご注意ください～

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取が発生する恐れがあります。十分にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- この給付金に関してご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった怪しい電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず西原町役場または最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係・社会福祉係 ☎945-5311